介護老人保健施設ユトリアム施設サービス運営規程

（運営規程設置の主旨）

第１条　一般財団法人育生会が開設する介護老人保健施設ユトリアム（以下「当施設」という。）が実施する施設サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（施設の目的）

第２条　当施設は、要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第３条　当施設の運営方針は次のとおりとする。

（１）　個別性を大切にした看護・介護を行い、明るい雰囲気の中で快適な生活を過ごしていただきます。
（２）　リハビリを中心として日常生活動作（ADL）の向上をめざします。
（３）　寝たきりに「しない」「させない」で家庭復帰に向けての自立をめざします。
（４）　併設病院と連携を密にしながら健康管理を行います。
（５）　職員が一体となり、心身両面からの支援を行います。
（６）　社会福祉法に規程する２種老健事業を行っております。

（施設の名称及び所在地等）

第４条　当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

（１）　施設名　　介護老人保健施設ユトリアム
（２）　開設年月日　平成８年３月２８日
（３）　所在地　　神奈川県横浜市保土ヶ谷区狩場町２００－７
（４）　電話番号　０４５－７１２－９９３１　FAX 番号　０４５―７１２－９９２６
（５）　管理者名　　金原　市郎
（６）　介護保険指定番号　　介護老人保健施設（1450680009 号）

（従業者の職種、員数）

第５条　当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

（１）	管理者（医師）	１人
（２）	薬剤師	１人（非常勤）
（３）	看護職員	１１人
（４）	介護職員	２８人（非常勤２人）
（５）	支援相談員	３人
（６）	理学療法士	７人
（７）	作業療法士	１人
（８）	言語聴覚士	１人
（９）	管理栄養士	２人
(10)	介護支援専門員	２人
(11)	事務職員	３人
(12)	その他	４人

（従業者の職務内容）

第６条　前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

（１）　管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
（２）　医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。

（３）　薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行う。
（４）　看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の施設サービス計画及び通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。
（５）　介護職員は、利用者の施設サービス計画及び通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。
（６）　支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
（７）　理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
（８）　管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
（９）　介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
（10）　事務職員は、事務手続き等を行う。
（11）　その他、洗濯業務等。

（入所定員）
第７条　当施設の入所定員は、１００人とする。

（介護老人保健施設のサービス内容）
第８条　当施設のサービスは、居宅における生活への復帰を目指し、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理とする。

（利用者負担の額）
第９条　利用者負担の額を以下のとおりとする。
（１）保険給付の自己負担額を、料金表に掲載の料金により支払いを受ける。
（２）利用料として、居住費・食費、入所者が選定する特別な室料及び特別な食事の費用、日常生活品費、教養娯楽費、理美容代、私物の洗濯代、その他の費用等利用料を、料金表に掲載の料金により支払いを受ける。
（３）「食費」及び「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第１段階から３段階まで）の利用者の自己負担額については、料金表をご覧下さい。

（身体の拘束等）
第 10 条　当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

（褥瘡対策等）
第 11 条　当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

（施設の利用に当たっての留意事項）
第 12 条　当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。
・　施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこと　　とする。食費は第 9 条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第 8 条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
・　外出・外泊は、事前に身元引受人からの「外出・外泊願い」の届出を必要とする。
・　投薬等含め医療管理は当施設の医師が判断するため、原則的に通院はできない。必要な場合は必ず事前に申し出ること。

・　面会は、午前 10 時から午後 7 時までとし、面会者は必ず各フロアの面会簿に所定事項を記入する。
・　施設内の設備・備品等については職員へ取り扱い方法を確認の上、使用する。
・　金銭・貴重品の持込は原則禁止とする。止むを得ず持ち込んだ場合、当施設は紛失、盗難等の被害の責は負わない。
・　飲酒・喫煙は禁止とする。
・　宗教活動は禁止とする。
・　ペットの持ち込みは禁止とする。

（非常災害対策）

第 13 条　消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害､地震等の災害に対処する計画に基づき、また､消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

（1）　非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
（2）　非常災害用の設備点検は、契約保守事業者に依頼する。
（3）　火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
（4）　防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
　①　防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）年 2 回実施。
　②　非常災害用設備の使用方法の徹底　…　随時
　③　消防計画及び風水害、地震等に対処する具体的計画　…　作成して消防署に提出。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第 14 条　当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

2　施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

（職員の服務規律）

第 15 条　職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

（1）　入所者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
（2）　常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
（3）　お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

（職員の質の確保）

第 16 条　施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

（職員の勤務条件）

第 17 条　職員の就業に関する事項は、別に定める一般財団法人育生会の就業規則による。

（職員の健康管理）

第 18 条　職員は、この施設が行う年１回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間２回の健康診断を受診しなければならない。

（衛生管理）

第 19 条　入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2　感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

3　栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月１回、検便を行わなければならない。

4　定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

（守秘義務及び個人情報の保護）

第 20 条　施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行う。

（虐待の防止）

第 21 条　当施設は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に揚げる措置を講じる。

（１）　施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について施設職員に周知徹底を図る。

（２）　当施設における虐待の防止のための指針を整備する。

（３）　施設職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

（その他運営に関する重要事項）

第 22 条　地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

2　運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。

3　介護保健施設サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、一般財団法人育生会介護老人保健施設ユトリアムの役員会において定めるものとする。

付　則

この運営規程は、令和７年４月１日より施行する。